

「新人目線」の用語解説

語句よみ

第217号



今回のテーマ 長期の資産形成を一段と促す「NISA」の改正案

日興アセットマネジメントの新人。営業推進部門に配属され、投信や経済について勉強中。

12月12日、政府・与党は、2020年度の税制改正大綱を決定しました。企業への税制優遇や新産業の支援のほかにも、個人の資産形成を後押しする「NISA」についても、拡充する方針が盛り込まれています。今回は、NISAがどう変わるのか調べてみました。

1. NISA(少額投資非課税制度)

NISA(ニーサ)とは、株式や投資信託などの売却益や配当金・分配金に掛かる税金が、一定の条件で一定期間免除される「少額投資非課税制度」です。モデルとなった英国の同様の制度「ISA」に、日本版の「N」を付けた「NISA」という愛称で呼ばれています。個人の資産形成を支援する仕組みとして、2014年に開始されました。

日本では、個人が投資によって得た収益に対し、通常は約20%の税金が課されます。しかし、銀行や証券会社などでNISA口座(非課税口座)を開設すると、1人あたり年120万円の投資枠が与えられ、その範囲内であれば、投資をはじめた年から最長5年間の非課税措置が受けられます。ただし、一度投資したものを途中で売却しても、その枠の再利用はできないため、中長期的な投資に向けた制度と言えます。

さらに、2018年には、新たに「つみたてNISA」が開始されました。これは、少額からの長期・積立・分散投資を支援するための制度で、年間の投資上限が40万円と、従来のNISA(120万円)よりも小さい一方、非課税期間が最長20年間(最大800万円)と従来よりも長くなっており、より長期の積立投資に向けた制度と言えます。

ステップアップ

長期の資産形成を目指す上で有効な投資手法として、つみたてNISAなどを通じて積立投資を推奨する動きが広がっています。積立投資は、投資タイミングを分散させることで高値掴みのリスクを抑えられることや、投資タイミングを気にせずに少額で手軽に投資を継続できることなどが魅力と言えます。



(次のページへ続きます)

□当資料は、日興アセットマネジメントが経済一般・関連用語についてお伝えすることなどを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。また、当資料に掲載する内容は、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。なお、掲載されている見解は当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。□投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

また、投資対象商品が一部の公募株式投資信託とETF(上場投資信託)のみと、従来より大きく絞られているのも特徴です。公募投資信託においては、分配頻度やコスト水準が一定以下など、様々な要件を満たすものに制限されており、長期・積立・分散投資に適した商品を利用者が選びやすくする仕組みとなっています。

なお、つみたてNISAと一般のNISAは投資枠を併用できず、いずれかを選択する仕組みとなっています。

2. 2020年度税制改正大綱

税制改正大綱とは、翌年度の税制改正法案を決定するのに先立って、与党が発表する税制改正の原案のことで、通常、毎年12月頃に発表されます。政府が国会に提出する税制改正法案のもとになり、この大綱に基づいて、翌年1月に行なわれる通常国会に「税制改正法案」として提出されます。

与党が12月12日に決定した「2020年度税制改正大綱」では、NISAの拡充・見直しも盛り込まれました。



つみたてNISAは、現行では投資可能期間(投資信託を購入できる期間)が2037年までとなっていたが、これが5年間延長され、2042年までとなります。積立投資の開始が遅れても、当面は20年間の投資期間を確保できるように配慮したものです。

また、投資可能期間が2023年までとなっていた一般NISAについては、2024年以降、「2階建て」とされる新制度に移行する方針が示されました。つみたてNISAのようにリスクの低い投資信託などに対象を限定した「1階部分」(年20万円)と、従来通り株式などにも投資できる「2階部分」(年102万円)の2つの枠が設けられます。合計は122万円と、現行より投資枠が2万円拡大します。

2階部分の投資を行なうには、原則として1階部分を利用した人のみに限定しており、投資初心者を長期積立に誘導する仕組みとなっています。なお、既にNISAで運用している人など、投資経験者については1階部分での積立投資をせずに、2階部分で株式などに投資できるようにするとされています。

投資可能期間の延長や新制度の導入は、長期の積立投資をより強く推奨し、個人の安定的な資産形成を促進するための税制改正と言えます。今回の刷新を通じて、NISAが投資初心者に一段と浸透していくか注目が集まります。

期間が延長された「つみたてNISA」と投資初心者向けの仕組みを導入した「一般NISA」、どちらも長期の資産形成をめざす仕組みとして活用できそうですね。

 facebook  twitter で、経済、投資の最新情報をお届けしています。

ステップアップ

今回の税制改正大綱では、確定拠出年金(加入者が自ら運用商品を選ぶ年金制度で、運用益が非課税となる)の掛金の拠出期間の延長も盛り込まれました。年齢の上限が従来の60歳から、企業型は70歳まで、個人型(iDeCo:イデコ)は65歳までに延長され、老後の資産形成のためのより手厚い制度となります。

